

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年7月11日（令和4年（行個）諮問第5144号）

答申日：令和5年6月12日（令和5年度（行個）答申第5027号）

事件名：本人に係る求職管理情報の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和3年12月16日付け佐労発安1216第1号により開示決定した保有個人情報のうち、求職管理情報の求職詳細（活動履歴一覧表示）及び求職情報（相談状況詳細表示・情報別詳細表示）のコメント」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和4年1月20日付け佐労発安0120第1号により佐賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 趣旨

原処分を変更する旨の裁決を求めます。

イ 理由

(ア) 審査請求人が、処分庁に求めた趣旨は、以下のとおりです。

佐賀労働局内各所のコメント内容を以下のとおり訂正願います。

a 「一般職業紹介業務取扱要領」に従って、

(a) 「次の対応職員がすぐに職業相談の確信（原文ママ）がわかるよう・・・簡潔な表現」

(b) 「求職者の立場に立った支援につなげる意識のもと記録する」

(c) 「次につながる」相談記録となるよう、・・・記載漏れのないよう努める」

(d) その他、「個別面接相談技法の基本」に従った職業相談の記録。

このような記録となるよう、訂正方よろしくお願い申し上げます。

b 不適切な表現を適切な表現に訂正願います。

(イ) もう少し、平たく表現致しますと、審査請求人は、保有個人情報が通達「一般職業紹介業務取扱要領」どおりになっているかどうかを処分権者（監督官庁）に問う事を目的にしておりました。にもかかわらず、その趣旨から逸脱し、不適切な表現（誤字脱字などによる意味不明な箇所）の訂正もなく本請求に至りました。

ウ 補足

なお、訂正請求時、審査請求人は、処分庁に対し、再三にわたって、「過去の事は、今更どうしようもない事なので、これからしっかりした対応をして頂ける事をお約束頂ければ、訂正請求そのものを取り下げる用意がある」旨申し上げておりましたが、ご理解頂けず残念です。

(2) 意見書

ア 意見内容

資料1（略）のとおり、処分庁より開示頂いた保有個人情報を送付申し上げます。審査請求人は、この記載内容が「一般職業紹介業務取扱要領」（資料2・3。略）に従った記録になっていないと考え、訂正請求を行いました。

審査会委員の先生方におかれましては、資料1の一部だけでもご覧頂き、要領どおりの記録になっているか？ご意見賜りたくよろしくお取り計らい願います。

なお、後述する他労働局では、行政裁量権等を活かし柔軟に対応頂き、解決に至っております。

イ 補足

(ア) 対応頂いた処分庁特定職員（当時）について（資料1，資料4～6。略）

a 下級庁（特定安定所）に対する監督指導を怠っている。

b 同意なく保有個人情報を他の行政庁に対し情報提供を行っている。

c 住所地を理由とした差別的な取扱い

※ 特定公共職業安定所は、求職登録原則受理にもかかわらず、求職登録受付の手続きを怠っていた。

総務省行政評価局特定行政監視行政相談センターからの調査・あっせんを無視している。

法務省特定法務局からの電話で、やっと求職登録受付の手続きを行った。

なお、保有個人情報の利用目的等に関する説明は、求職登録手

続きの際に行うものです。

(イ) 訂正請求取り下げについて

a 処分庁

審査請求人は、訂正請求時、処分庁に対し、「過去の事は今更
どうすることもできないので、今後、しっかりした対応をお約束
頂ければ、取下書をお出しする。」旨再三伝えました。が、しか
し、ご理解を得られず、本審査請求に至る。

b 他の労働局

(a) A労働局

下級庁に対し「一般職業紹介業務取扱要領」に従った対応を
行うよう巡回指導頂き、審査請求は行っていません。

(b) B労働局

今後、しっかりした対応をお約束頂き、訂正請求取下書を提
出する。

(c) C労働局

同労働局による積極的なコミュニケーションが図られ、信頼
関係再構築により、訂正請求書（原文ママ）を提出する。

(d) D労働局

(c)と同じ理由で、審査請求取下書を提出する。

(e) E労働局

下級庁を巡回指導頂いたと伺い、審査請求は行っておりませ
ん。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年11月18日付け（同月19日受付）で、処
分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「1. 佐賀労働局及び佐
賀労働局管内全所（ハローワーク）に存在する申立人の個人情報全ての
開示を求めます。具体的には、以下の通りです。（1）求職票と求職管
理情報の求職条件変更状況など（佐賀局管内全所）（2）管轄所（特定
所）に統合管理されている求職管理情報（佐賀局管内全所）（3）佐賀
局特定部特定課にて共有されている個人情報（佐賀局）（4）同じく各
所内で共有している個人情報（佐賀局管内全所）※本請求書では、（3）
を除いて請求申し上げます。」に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和3年12月16日付け佐労発安1216第1号により、
上記開示請求のうち、「1.（1）及び（2）」については部分開示決
定を、「1.（4）」については不開示決定を行ったところ、審査請求
人は、同月27日付けで、処分庁に対し、法27条1項の規定に基づき、
当該部分開示決定により開示を受けた保有個人情報のうち、「求職管理

情報の求職詳細（活動履歴一覧表示）及び求職詳細（相談状況詳細表示・情報別詳細表示）のコメント」（本件対象保有個人情報）について、訂正請求を行った。

- (3) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、令和4年4月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

審査請求人が訂正を求める保有個人情報（本件対象保有個人情報）は、令和3年12月16日付け佐労発安1216第1号により開示決定された保有個人情報のうち、求職管理情報の求職詳細（活動履歴一覧表示）及び求職詳細（相談状況詳細表示、情報別詳細表示）に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報であり、法27条1項1号に掲げる保有個人情報に該当する。

(2) 処分庁の判断について

原処分においては、本件対象保有個人情報について、次の理由により、不訂正とした。

審査請求人は、令和3年12月27日付けで訂正請求を行った際の「保有個人情報訂正請求書」（以下「訂正請求書」という。）に「（趣旨）貴局内各所のコメント内容（別紙、指摘箇所）を以下の通り訂正願います。1. 「一般職業紹介業務取扱要領」に従って、（略）この様な記録となる様、訂正方宜しくお願い申し上げます。2. 不適切な表現を適切な表現に訂正願います。」と記載し、また、「（理由）1. 記載内容が不十分 2. 不適切な表現が、散見する為」と記載しているが、処分庁は、訂正を請求する情報が事実でない判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人から示されていないことから、本件訂正請求については、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、不訂正としたところである。

(3) 原処分の妥当性について

審査請求人は、訂正請求書に本件訂正請求の趣旨及び理由について記載するが、審査請求人の主観に基づく要望が主である。

また、審査請求人は本件対象保有個人情報について、種々、訂正するよう求めているが、訂正請求においては、具体的にどのように訂正をすることを望んでいるのか、審査請求人が主張する正確な事実とは何か等、訂正請求の趣旨が明確であることが不可欠であるとともに、審査請求人がその事実を不正確と考える根拠を示すことが必要であるところ、本件

訂正請求ではそれが十分に示されていない。

どのような客観的な根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、どのような表記に訂正するべきかが審査請求人から示されていない以上、訂正請求を受けた処分庁が、保有個人情報をどのように訂正すべきかを判断するに足りる具体的・客観的な根拠が無いことから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないとの処分庁の判断は、妥当である。

なお、本件対象保有個人情報が記録されている求職管理情報のコメントは、公共職業安定所の担当者が、求職者に対する職業相談の内容等を記載するものであって、担当者が必要と判断した情報を記録するものである。審査請求人から提出された訂正請求書及び審査請求書を確認するも、一部、誤字等に係る指摘と思われる箇所はあるが、その訂正が本件保有個人情報の利用目的の達成のために必要とは認められず、また、当該部分の記載内容が当該公共職業安定所での実際の相談状況と異なっており、事実でないということの客観的根拠が示されているものとは認められない。

さらに、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力には、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を入力する理由もない。

したがって、本件訂正請求については、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和5年5月29日 審議
- ⑤ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

- (1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人が法12条1項の規定に基づき開示請求を行い、令和3年12月16日付け佐労発安1216第1号の開示決定により開示を受けた保有個人情報であり、本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、処分庁は、不訂正とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報訂正の要否について検討する。

2 訂正の要否について

(1) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

イ 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報の開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

また、本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人が特定ハローワークで行った職業相談の記録の一部であって、求職管理情報の「コメント」欄（以下「コメント」欄という。）の記載であり、ハローワークの担当者が審査請求人との相談内容等を記録したものであると認められる。このため、本件訂正請求部分は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(2) 訂正の要否について

ア 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

イ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3））において、訂正の要否について、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）本件対象保有個人情報が記録されている「コメント」欄は、公共職業安定所の担当者が、求職者に対する職業相談の内容等を記載す

るものであって、担当者が必要と判断した情報を記録するものである。審査請求人から提出された訂正請求書及び審査請求書を確認するも、一部、誤字等に係る指摘と思われる箇所はあるが、その訂正が本件保有個人情報の利用目的の達成のために必要とは認められず、また、当該部分の記載内容が特定公共職業安定所での実際の相談状況と異なっており、事実でないということの客観的根拠が示されているものとは認められない。

- (イ) さらに、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を入力する理由もない。
- (ウ) したがって、本件訂正請求については、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

ウ 以下検討する。

- (ア) 当審査会において、本件対象保有個人情報が記録されている「コメント」欄の記載内容を確認したところ、「コメント」欄は、担当者が求職者に対する職業相談の内容等を記載するものであって、担当者が必要と判断した情報を記録するものと認められる。
- (イ) また、当審査会において訂正請求書及びその添付資料を確認したところ、審査請求人は、「コメント」欄について、
 - a 訂正請求書においては、「一般職業紹介業務取扱要領」（以下「要領」という。）に従った記録となるよう訂正し、また、不適切な表現を適切な表現に訂正すべきであるなど、訂正の趣旨を述べるとともに、
 - b 添付資料においては、本件対象保有個人情報が記録された文書の写しの上に、手書き又は要領の抜粋等を貼り付けることにより、訂正すべきとする内容や趣旨を示しているものと認められる。
- (ウ) しかしながら、当審査会において、審査請求人が上記(イ) bに掲げる添付資料において手書き又は要領の抜粋等を貼り付けることにより訂正すべきとしている88頁分について確認したところ、いずれも、「コメント」欄の記載内容につき、(i) 訂正すべきとする箇所に下線を引いて示した上で、訂正後の文言を記載しているが、その客観的根拠を示しているとは認められないもの、(ii) 訂正すべきとする箇所に下線を引いて示しているが、その客観的根拠及び訂正後の文言を示しているとは認められないもの、又は、(iii) 下線を引いておらず、「コメント」欄全体の訂正を求める趣旨であったとしても、その客観的根拠及び訂正後の文言を示しているとは認

められないもののいずれかである。

したがって、当該 88 頁分については、事実でないということの客観的根拠が示されているものとは認められない。

(エ) さらに、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を入力する理由もない旨の上記イ(イ)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(オ) したがって、本件訂正請求は、法 29 条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書(上記第 2 の 2 (2) イ(イ))において、他の労働局では柔軟な対応により訂正請求の取下げに至り、解決した旨を述べているが、訂正請求に対する審査自体は法の規定に基づき行われるのであり、その他の主張も含め、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子